

長野県地方税滞納整理機構会計年度任用職員の条件付採用の期間の延長に関する規則

令和2年2月6日

長野県地方税滞納整理機構規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第1項の規定に基づき、会計年度任用職員の条件付採用の期間の延長に関し必要な事項を定めるものとする。

(条件付採用の期間の延長)

第2条 会計年度任用職員が条件付採用の期間の開始後1月間において実際に勤務した日数が15日に満たない場合においては、その日数が15日に達するまでその条件付採用の期間を延長するものとする。ただし、当該職員の任期を超えることとなる場合においては、この限りでない。

2 前項の場合のほか、広域連合長は、条件付採用の期間中の職員が正式採用になるための職務遂行の能力の実証が十分でないと認めるときは、当該職員の任期を超えない範囲で、その条件付採用の期間を延長することができる。

(補則)

第3条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。